

野々市市農業委員会だより

問い合わせ 農業委員会事務局（産業振興課） ☎227-6081 FAX227-6254

農業委員会の主な役割

農業委員会は、農地の確保と有効利用、農地などの利用の最適化など、農地に関する業務を行う行政委員会です。農地の貸し借りや売買を行う場合や、農地を宅地といった農地以外の用途に変更する「農地転用」を行う場合は、農業委員会での手続きを行う必要があります。

①農地の確保と有効利用

- ・農地の貸し借り・売買・農地転用の審議
- ・農地の利用状況調査（農地のパトロール）

②農地などの利用の最適化

- ・農業の担い手に農地を集積・集約化
- ・遊休農地^{*1}の発生防止・解消
- ・市内で新しく農業に参入する人に対する支援

③農業の担い手の育成・確保

- ・農業の法人化、農業経営の合理化に対する支援
- ・農業一般に関する調査および情報提供

※1 耕作に使用されておらず、かつ、今後も引き続き耕作の目的に使われる見込みのない農地

農業委員会での手続き

農地の貸し借りや売買を行う場合や、農地を宅地といった農地以外の用途に変更する「農地転用」を行う場合は、農業委員会での手続きを行う必要があります。

届出…随時受け付け 許可申請…毎月10日締切 ※締切日が土日祝日の場合は翌開庁日

	農地を耕作目的で 売買・貸し借り	農地転用	
		自分で使用	自分以外の人が使用
市街化区域	農地法第3条の許可申請	農地法第4条の届出	農地法第5条の届出
市街化調整区域	農地法第3条の許可申請、 利用権設定	農地法第4条の許可申請	農地法第5条の許可申請

<市街化区域内農地の農地転用について>

農地を宅地や雑種地（駐車場など）といった農地以外の用地に変更する場合は、市街化区域にある農地の場合でも農業委員会での手続きが必要です。農地法第4条または第5条の届出をお願いします。

<現況確認願について>

登記地目を雑種地や宅地から農地に変更した場合は、農地台帳上農地以外の扱いとなっているため、農業委員会での手続きが必要になります。詳しい手続きの方法は農業委員会まで問い合わせてください。

全国農業新聞を購読しませんか

農業に関する情報を分かりやすく届けます。
暮らしに役立つ記事も充実しています。
発行日 毎週金曜日 購読料 月700円（税込）
発行元 全国農業会議所
申し込み…農業委員会事務局

農業者年金で 安心・豊かな老後を

<<加入資格>>

- 20歳以上60歳未満
 - 国民年金第1号被保険者^{*2}
 - 年間60日以上農業に従事する人
- ※2 日本国内在住で20歳以上60歳未満の自営業者、農業・漁業者、学生および無職の人とその配偶者

<<農業者年金の特徴>>

- 積立方式で安心
- 加入・脱退は自由
- 保険料は全額社会保険料控除
- 保険料はいつでも変更可能
（月2万円～6万7千円）
- 農業の担い手には保険料補助
- 終身年金80歳までの死亡一時金あり